

## 令和6年度の保育料一覧表 (0歳児クラス～2歳児クラス)

【保育認定】

(単位：円)

世帯区分		保育料（月額）						
階層	市町村民税の課税状況等	年齢制限撤廃	保育標準時間			保育短時間		
			第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0
2	非課税世帯【減免世帯】		0	0	0	0	0	0
	非課税世帯		0	0	0	0	0	0
3	所得割非課税・均等割課税【減免世帯】	◎	5,250	0	0	5,200	0	0
	所得割非課税・均等割課税	◎	10,500	5,250	0	10,400	5,200	0
4	48,600円未満【減免世帯】	◎	7,500	0	0	7,400	0	0
	48,600円未満	◎	15,000	7,500	0	14,800	7,400	0
5	48,600円以上72,800円未満【減免世帯】	◎	9,000	0	0	9,000	0	0
	48,600円以上57,700円未満	◎	19,500	9,750	0	19,200	9,600	0
	57,700円以上72,800円未満							
6	72,800円以上77,101円未満【減免世帯】	◎	9,000	0	0	9,000	0	0
	72,800円以上97,000円未満		24,000	12,000	0	23,600	11,800	0
7	97,000円以上133,000円未満		28,500	14,250	0	28,100	14,050	0
8	133,000円以上169,000円未満		33,000	16,500	0	32,500	16,250	0
9	169,000円以上235,000円未満		36,000	18,000	0	35,400	17,700	0
10	235,000円以上		38,000	19,000	0	37,400	18,700	0

※減免世帯とは「ひとり親世帯」及び「在宅障がい者世帯」のことでです。

4月分～8月分の保育料	令和5年度の市町村民税額により算定
9月分～3月分の保育料	令和6年度の市町村民税額により算定

変更点	令和元年10月から変更はありません
-----	-------------------

◎税額の計算には配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割控除などは適用しません。

◎保護者の収入が年額で103万円未満の場合は同居している祖父母の税額を算入します。

◎市町村民税所得割課税額が57,700円未満である世帯では多子計算に係る年齢上限（5歳児を上限）を撤廃します。（第2階層から第5階層の一部までが該当します）

◎「減免世帯」の場合で、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯であれば、保育料は第1子の場合は半額、第2子以降については無料となります。（第3階層から第6階層の一部までが該当します）※あわせて、多子計算に係る年齢上限撤廃に該当する税額も77,101円未満となります。

◎同一世帯から二人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設に入所又は児童発達支援、医療型児童発達支援及び企業主導型保育事業を利用している場合、次のとおり保育料が減免されます。（2号・3号認定児童の範囲で年齢が高い順に数えて、第1子は基準額、第2子は基準額の半額、第3子以降は無料となります。）

◎年度途中で3号認定から2号認定に変更があった場合でも、年度末までは保育料の変更はありません。  
※2歳児クラスまでは3号認定の料金となります。

◎私立保育所以外を利用される場合は保育料の納付先は各施設になります。

《問い合わせ先》みやま市子ども子育て課 ☎ 0944-64-1535（直通）